

議案第1号

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を
改正する規則について

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正す
る規則について、審議願いたく提案する。

平成22年1月22日提出

大和市教育委員会
教育長 滝澤 正

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則
大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成21年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「及び下福田野球場」を「、下福田野球場及び下福田スポーツ広場」に改める。

附 則

この規則は平成22年4月1日から施行する。

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則新旧対照表

改正案		現行	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
事務	職員	事務	職員
(略)		(略)	
1 スポーツに係る調査及び企画に関すること。 2 スポーツ団体の指導及び育成に関すること。 3 スポーツ指導者の育成に関すること。 4 各種大会、競技会、スポーツ教室、レクリエーションの集会等の開催、指導助言及び育成に関すること。 5 スポーツ施設の整備に係る調査及び企画に関すること。 6 スポーツ施設(次号に掲げるものを除く。)の維持管理に関すること。 7 大和スポーツセンター、大野原庭球場、草柳庭球場、桜森スポーツ広場、 <u>下福田野球場及び下福田スポーツ広場</u> に関すること。 8 学校体育施設のスポーツ開放に関すること。 9 スポーツ振興審議会に関すること。	文化スポーツ部長及びスポーツ課の職員	1 スポーツに係る調査及び企画に関すること。 2 スポーツ団体の指導及び育成に関すること。 3 スポーツ指導者の育成に関すること。 4 各種大会、競技会、スポーツ教室、レクリエーションの集会等の開催、指導助言及び育成に関すること。 5 スポーツ施設の整備に係る調査及び企画に関すること。 6 スポーツ施設(次号に掲げるものを除く。)の維持管理に関すること。 7 大和スポーツセンター、大野原庭球場、草柳庭球場、桜森スポーツ広場及び <u>下福田野球場</u> に関すること。 8 学校体育施設のスポーツ開放に関すること。 9 スポーツ振興審議会に関すること。	文化スポーツ部長及びスポーツ課の職員
(略)		(略)	
<p>附 則 この規則は、平成22年4月1日より施行する。</p>			

議案第2号

教育財産の取得の申し出及び公用の廃止について

大和市公有財産規則の規定に基づく市長への教育財産の取得の申し出及び公用の廃止について、審議願いたく提案する。

平成22年1月22日提出

大和市教育委員会

教育長 滝澤 正

取得の申し出をする教育財産の概要

- ・ 財産の名称 大和市立引地台中学校土地
- ・ 所在地 大和市柳橋四丁目4966番5の一部(2筆)
- ・ 面積 124.93㎡ 及び 1,340.94㎡

公用を廃止する教育財産の概要

- ・ 財産の名称 大和市立引地台中学校土地
- ・ 所在地 大和市柳橋四丁目5050番1の一部
大和市柳橋四丁目5050番4の一部
- ・ 面積 420.77㎡ 及び 13.39㎡

取得及び廃止の理由

- ・ 学校用地に係る土地交換契約の締結のため

取得及び廃止の希望年月

- ・ 平成22年2月

議案第 3 号

教育財産の公用の廃止について

教育財産の公用の廃止について、審議願いたく提案する。

平成 22 年 1 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

公用を廃止する教育財産の概要

別紙のとおり

教 育 財 産 の 概 要

財 産 の 名 称	大和市渋谷学習センター建物ほか
所 在 地	大和市福田2021番地2
構 造	鉄筋コンクリート造3階建（一部4階建）ほか
延 床 面 積	892.782 m ²
廃 止 の 理 由	大和都市計画事業渋谷（南部）土地区画整理事業の仮換地指定に伴い、仮換地23街区-1画地（高座渋谷駅前複合施設）に移転するため
公 用 開 始 年 月 日	昭和44年3月31日
公 用 廃 止 年 月 日	平成22年2月28日
現 在 評 価 額	23,176,000 円 (建 物) 12,945,000 円 (工 作 物) 10,231,000 円

渋谷学習センター位置図

